

第4回世界女性会議20周年における政治宣言

我々、大臣及び政府の代表は、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から20年となる機会に、ニューヨークでの第59回婦人の地位委員会に集い、北京宣言及び行動宣言、女性2000年会議ー21世紀に向けての男女平等・開発・平和と称された第23回国連特別総会成果文書についてのレビュー及び評価を実施し、それには、行動綱領の実施、女性及び女児のすべての人権及び基本的な自由の完全かつ平等な享有の実現、並びに男女共同参画及び女性及び女児のライフサイクルを通じたエンパワーメントの達成に影響を与える現在の取組が含まれており、併せて、行動綱領の加速化を確保し、及び、ポスト2015年開発アジェンダにおいて、ジェンダーの視点が、持続可能な開発の経済、社会及び環境の側面において統合される機会を利用し、そして、開発、経済、社会、環境、人道及びそれに関連する分野における、すべての主要国連会議及びサミットが、男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの実現に効果的に貢献できるよう、その準備及び統合され、調整された実施及びフォローアップにおける、ジェンダー主流化を確保するためのコミットメントとともに、

1. 北京宣言及び行動綱領、第23回国連特別総会成果文書並びに第4回世界女性会議10周年及び15周年における婦人の地位委員会の宣言を再確認し、
2. 北京宣言及び行動綱領の実施、並びに女子差別撤廃条約に基づく義務の履行が、男女共同参画、女性及び女児のエンパワーメント並びにその人権の実現の達成において、相互に補強し合っていることを認識し、条約及び選択議定書を批准又は同意していない国に対しその検討を求め、その上、
3. 国、地域、世界レベルでの一致した政策行動を通じた、北京宣言及び行動綱領の完全な実施に向けた進歩を歓迎し、また、第4回世界女性会議20周年の状況における政府によるレビュー活動を、他のすべての関係者の貢献及びレビュー結果に留意しつつ歓迎し、さらに、2015年9月26日に開催される男女共同参画及び女性のエンパワーメントに関するグローバル・リーダーズ・ミーティングを期待し、
4. 進捗が遅くかつ不均衡であること、大きな格差が残っていること、とりわけ、構造的な障壁といった障害が、行動綱領の12の重大問題領域の実施において存続していることに憂慮を表明し、第4回世界女性会議から20年を経過し、女性及び女児の平等及びエンパワーメントを完全に達成した国はないこと、女性と男性、女児と男児の間の不平等の明確なレベルが、世界的に存続していること、及び多くの女性及び女児が、そのライフサイクルを通

じて、複合的な及び交差した形態の差別、脆弱性及び周縁化を経験していることを認識し、

5. 新たな課題が出現していることを認識し、我々の政治的意思を再確認し、課題及び12のすべての重大問題領域、すなわち、女性と貧困、女性の教育と訓練、女性と健康、女性に対する暴力、女性と武力紛争、女性と経済、権力と意思決定における女性、女性の地位向上のための制度的な仕組み、女性の人権、女性とメディア、女性と環境及び女兒であるが、それにおける残された実施格差に取り組むことを確実に約束し、

6. 北京宣言及び行動綱領、並びに、第23回国連特別総会成果文書の、すべての女性及び女兒のための法、政策、戦略、計画的活動の強化された実施を含む、完全で、効果的で、加速化された実施、あらゆるレベルにおける男女共同参画並びに女性及び女兒のエンパワーメントのための組織機構に対する、強化され、増加された支援、差別的な規範及び固定的性別役割分担意識の変革、並びに、女性の積極的な役割及び貢献を認識し、女性及び女兒に対する差別を撤廃する、社会規範及び実践の推進、達成された進捗を基礎とし、政府開発援助が行動綱領の実施に効果的に貢献するよう利用されることを確保するため、政府開発援助における男女共同参画及び女性のエンパワーメントに対する国内資源の動員及び分配並びに優先度の増加など、あらゆる源泉からの財源の動員を通じたものを含む、資源の格差を縮小する、顕著に増加された投資、現行のコミットメントの実施に向けた強化された説明責任、促進された能力開発、データ収集、監視及び評価、並びに、情報及び通信技術へのアクセス及び利用、を確保するための更なる具体的な行動を取ることを表明し、

7. 第69回国連総会における政府間交渉プロセスにおいて、その他のインプットも検討されることを認識する一方で、持続可能な開発目標をポスト2015年開発アジェンダへ統合するための主要な基礎となる報告書において、持続可能な開発目標に関するオープン・ワーキング・グループにより提案されたように、男女共同参画の達成並びにすべての女性及び女兒のエンパワーメントに関する持続可能な開発目標を通して、また、ジェンダーの視点のポスト2015年開発アジェンダへの統合を通して、北京宣言及び行動綱領の完全及び効果的な実施が、ミレニアム開発目標の未完の事業の達成、及び、変革的かつ総合的なアプローチを通じた重要な残された課題への対処に向け不可欠であることを強調し、

8. 第4回世界女性会議及び第23回国連特別総会成果文書へのフォローアップに対する、婦人の地位委員会の主要な責任を再確認し、それに関する委員会のフォローアップ作業を想起し、さらに、北京宣言及び行動綱領、並びに、第23回国連特別総会成果文書の完全実施に基づく、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの推進における、並びに国連組織内におけるジェンダー主流化の推進及び監視における、その触媒的な役割を再確認し、

9. 男女共同参画及び女性のエンパワーメントの推進における、国連ジェンダー平等及び女性のエンパワーメントに関する機関（UN Women）の重要な役割、及び、加盟国の支援における、並びに、国連システムの調整や、北京宣言及び行動綱領のレビュー及び評価において市民社会、民間部門及びその他のすべての層の関係者の動員における、その中心的な役割を認識し、さらに、UN Women 及び国連組織に対し、組織的なジェンダー主流化、結果をもたらす資源の動員、及び、データ及び頑健な説明責任組織による進捗の監視などを通じて、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的で、加速化された実施、及び、国際、地域、国内、地方において、そのレビュー及び評価を、支援することを継続するよう要請し、

10. 非政府組織、女性の及び地域レベルの組織を含む、行動綱領の実施に対する、市民社会による貢献を歓迎し、安全で可能な環境を推進することも含み、男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの向上及び推進における、地方、国、地域、世界レベルでの市民社会の関与への、継続的な支援を表明し、

11. 男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの達成に向けた、男性及び男児の完全な関与の重要性を認識し、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的で、加速化された実施を成し遂げるため、男性及び男児を完全に従事させる措置を取ることを約束し、

12. すべての関係者を男女共同参画並びに女性及び女児のエンパワーメントの達成に向けて従事させることを約束し、それに関し、彼ら（彼女ら）に、その努力を強化することを求め、

13. 2015年及びそれ以後において、それぞれのレビュー・サイクルにおける具体的な結果を達成するため、北京宣言及び行動綱領の完全で、効果的な実施を加速し、達成するため、すべての機会とプロセスを利用し、2030年までに、男女共同参画及び女性のエンパワーメントの完全な実現に向け、努力することを約束する。